第４　個人情報の利用目的に関する義務
⑴　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
⑵　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
⑶　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
⑸　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
⑴　適正な取得（法第17条関係）
⑵　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
⑶　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
⑷　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
⑴　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
⑵　安全管理措置（法第20条関係）
⑶　従業者の監督（法第21条関係）
⑷　委託先の監督（法第22条関係）
第７　個人データの第三者提供に関する義務
⑴　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
⑵　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
⑶　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）
⑷　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
⑴　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
⑵　保有個人データの開示（法第25条関係）
⑶　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
⑷　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
⑸　理由の説明（法第28条関係）
⑹　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
⑺　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて
附則

第１　趣旨（法第１条関係）

⑴　このガイドラインの趣旨・目的

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、文部科学省が所管する分野（以下「文部科学省所管事業分野」という。）における事業者等（以下「関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、その目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

⑵　このガイドラインの規定の適用に関する事項

このガイドラインで「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定は、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務である。そのため、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わない場合には、文部科学大臣又は法第51条における地方公共団体の長その他の執行機関（以下「文部科学大臣等」という。）により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインで「望ましい」と記載している規定は、関係事業者がそれに従わない場合には、法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれる（「第３　このガイドラインの適用対象」の規定も参照）。

なお、このガイドラインに記載した具体例は、これだけに限定する趣旨で記載されたものではない。また、記載した具体例も、個別ケースによっては別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

また、関係事業者が取り扱う個人情報は、このガイドラインのほか、法第51条の規定に基づき地方公共団体が講ずる措置等にも留意するものとする。

第２　用語の定義（法第２条関係）

このガイドラインで使用される用語は、法第２条の例によるほか、次の定義に従うものとする。

⑴　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られない。個人の身体、財産、職種、肩書、学歴・学習歴（学校の在籍記録、学籍番号、科目履修表、学業成績、人物評価など）等の属性に関する判断や評価を表す全ての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報、映像や音声による情報（写真やビデオ等に記録したものなど）も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合は、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」に該当しない。しかし、役員の氏名等の個人に関する情報が含まれる場合は、その部分が「個人情報」に該当する。

「個人」には、外国人も当然に含まれる。

⑵　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報について、コンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物のことをいう。コンピュータを用いていない場合でも紙面で処理した個人情報を一定の規則（例：五十音順）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう目次、索引、符号等を付し、容易に検索可能な状態にしているものは、これに当たる。

⑶　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（個人データに当たる例）
- 個人情報データベース等から記録媒体にダウンロードされた個人情報
- 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票に印字された個人情報

（個人データに当たらない例）
- 特定の個人情報を容易に検索することができるものとなっていない写真等（多数の人物が写った情景写真や人物の集合写真をそのまま使う場合など）